

利用規約（一括利用者向け）

目次	第1章 総則（第1条―第3条）
第2章	本システムの利用（第4条―第13条）
第3章	システム等の管理（第14条―第17条）
第4章	雑則（第18条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条

この規約は、申請用 API を用いた自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「本システム」 自動車保有関係手続を受付処理するシステムをいう。
- （2）「システム提供者」 国土交通省、OSS 都道府県税協議会及び OSS 推進警察協議会をいう。
- （3）「申請用 API」 本システムを利用して申請・届け出等の手続を行う際に、本システムへの申請データの送信、状況照会等を行うプログラムをいう。
- （4）「一括利用者」 申請用 API を用いて本システムを利用し、申請・届出等の手続を行う者をいう。
- （5）「インタフェース仕様書」 一括利用者が申請用 API を利用するための電子文書仕様及び API 仕様等をいう。
- （6）「収納機関システム」 財務省が管理及び運用する歳入金等の収納に係る歳入金電子納付システム及び地方公共団体が管理及び運営する税・手数料の収納に係る地方公共団体通信サーバをいう。
- （7）「関連外部機関システム」 収納機関システム、公的個人認証サービス、電子認証登記所（商業登記認証局）、政府認証基盤（GPKI）ブリッジ認証局、登録情報処理機関、マルチペイメントネットワーク及び希望番号システムをいう。
- （8）「申請状況確認画面」 本システムの申請・届出等の手続に係る処理状況を確認するための画面で、本システムにアクセスすることで閲覧可能となるものをいう。

(9) 「一括状況照会機能」 一括利用者から本システムが受け付けた申請に係る処理状況を確認するための機能で、申請用 API を利用することで確認可能となるものをいう。

(10) 「補正画面」 申請内容の不備等の理由により補正が要求された場合、一括利用者が申請内容の補正を行うための画面をいう。

(11) 「受付番号 (到達番号)」 本システムを利用して申請・届出等の手続を行うに当たり、本システムが受け付けた時に付与される番号

(12) 「申請パスワード」 本システムを利用して申請・届出等の手続を行う際に、一括利用者が登録する符号

(13) 「一括利用者 ID」 一括利用者がインタフェース仕様書に従い申請等の手続を行うために、一括利用者に付与される識別符号

(14) 「一括利用者 ID パスワード」 一括利用者が本システムにアクセスする際に、一括利用者 ID と対で特定の利用者であることを確認するための符号

(15) 「納付番号等」 申請状況確認画面に表示される収納機関番号、納付番号、納付区分及び確認番号をいう。

(16) 「まとめ払い機能」 一括利用者が税・手数料ごとに複数の納付対象を一つの納付番号にまとめて納付することができる機能

(17) 「まとめ払い利用者 ID」 一括利用者が本システムのまとめ払い機能を利用するために、一括利用者に付与される識別符号

(18) 「まとめ払い利用者 ID パスワード」 一括利用者がまとめ払い機能を利用するために本システムにアクセスする際に、まとめ払い利用者 ID と対で特定の利用者であることを確認するための符号

(19) 「一括利用者システム ID」 一括利用者が本システムを利用して申請等の手続を行うために構築したシステムに付与される識別符号

(20) 「一括利用者システム ID パスワード」 一括利用者システムを利用して本システムにアクセスする際に、一括利用者システム ID と対で特定のシステムであることを確認するための符号

(21) 「ダイレクト納付機能」 一括利用者がリアルタイム口座振替方式で税・手数料を納付することができる機能

(22) 「ダイレクト納付利用者 ID」 一括利用者がダイレクト納付機能を利用するために、一括利用者に付与される識別符号

(23) 「ダイレクト納付利用者 ID パスワード」 一括利用者がダイレクト納付機能を利用するために本システムにアクセスする際に、ダイレクト納付利用者 ID と対で特定の利用者であることを確認するための符号

(24) 「口座 ID」 一括利用者がダイレクト納付機能を利用して税・手数料の納付を行う際に使用する口座の識別符号

(適用)

第3条

この規約は、一括利用者に適用されるものとする。

2 システム提供者は、予告なくこの規約を改定できるものとし、改定されたこの規約の施行日以降は、本システムの利用については改定後の規約が適用されるものとする。なお、システム提供者は、この規約の改定を、本システムのポータルサイトを通じて周知することとする。

第2章 本システムの利用

(規約への同意)

第4条

一括利用者は、本システムの利用に際しIDの払い出しを申請し、また、必要に応じてインタフェース仕様書の開示を申請し、事前にこの規約を熟読の上、この規約に同意して本システムを利用するものとする。

2 一括利用者が本システム及びインタフェース仕様書を利用する際には、一括利用者はこの規約に同意したものとみなす。

(一括利用者の責任)

第5条

一括利用者は、自己の責任と判断に基づいて、本システムを利用するとともに、本システムの利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）等を管理するものとし、システム提供者に対しいかなる責任も負担させないものとする。

- (1) 受付番号（到達番号）
- (2) 申請パスワード
- (3) 申請内容
- (4) 納付番号等
- (5) 申請状況確認画面または一括状況照会機能で確認される情報
- (6) 本システムの利用に関し受信する電子メール
- (7) 一括利用者ID
- (8) 一括利用者IDパスワード
- (9) まとめ払い利用者ID
- (10) まとめ払い利用者IDパスワード

- (1 1) 一括利用者システム I D
- (1 2) 一括利用者システム I D パスワード
- (1 3) ダイレクト納付利用者 I D
- (1 4) ダイレクト納付利用者 I D パスワード
- (1 5) 口座 I D

2 一括利用者は、本システムのポータルサイトに示しているサービス対象地域、対象手続及び申請の条件を確認し、必要に応じインタフェース仕様書の確認及び申請 A P I を利用するプログラムの開発を行うとともに、申請・届出等の手続を行うものとする。一括利用者が、サービス対象地域、対象手続、申請の条件及びインタフェース仕様書と合致しない申請・届出等を行った結果、一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

3 一括利用者は、申請状況確認画面または一括状況照会機能を用いて適宜自己の行った申請・届出等の手続に係る処理状況を確認し、本システムのポータルサイトに示している申請の流れ及びシステム提供者からの指示に従って対応するものとする。税、手数料の納付が必要な場合は申請状況確認画面または一括状況照会機能で確認される納付期限内に速やかに対応するものとする。一括利用者が、税、手数料の納付期限内に行わなかった結果、一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

本システムを利用した税・手数料の納付期限

区 分	納付期限
自動車検査登録手数料	申請があった日から 7 5 日以内
保管場所証明申請手数料	申請があった日から 1 5 日以内
自動車税 自動車取得税 自動車重量税 自動車保管場所標章交付手数料	各行政機関において審査が完了となった日から 1 年以内 ただし、自動車税、自動車取得税分については、この納付期限内であっても、速やかに納付されないと各都道府県の条例等により決定、滞納処分の手続が行われることがある。

4 一括利用者は、申請状況確認画面または一括状況照会機能を用いて適宜自己の行った申請・届出等の手続に係る処理状況を確認し、本システムのポータルサイトに示している

申請の流れに従って対応するものとする。申請の補正が必要な場合は申請状況確認画面または一括状況照会機能で確認される期限日までに補正画面を用いて対応するものとする。一括利用者が、申請の補正を期限日までに行わず、申請が却下された場合に一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

本システムを利用した補正応答期限

区 分	補正応答期限
国土交通省からの補正	審査担当者からの補正の指示がなされた日から7日以内
各都道府県からの補正	審査担当者からの補正の指示がなされた日から1年以内
各都道府県警察からの補正	審査担当者からの補正の指示がなされた日の翌日から5日（土日、祝祭日、年末年始を除く）以内

5 一括利用者は、本システムによる申請が却下された場合、却下された事実及びその理由は申請状況確認画面を用いて確認するものとする。

6 一括利用者は、地方公金の納付に際しては、納付状況が反映されるまで一定の時間を要するため、申請状況確認画面または一括状況照会機能を用いて適宜自己の行った申請・届出等の手続に係る処理状況を確認するものとし、納付状況が反映されるまでの間に再度納付を行わないように十分に注意するものとする。

7 一括利用者が、申請・届出等の手続を行った場合において、登録情報処理機関において必要な情報が検出されず、申請を却下された場合に一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

8 一括利用者が、車両特定番号を用いて申請・届出等の手続を行った場合において、登録情報処理機関において検索が開始された日から30日以内に当該車両特定番号に対応する車台番号が検出されず、申請を却下された場合に一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

(申請・届出の委任)

第6条

第三者が、本システムを利用した申請・届出等の手続を委任された場合において、当該

委任を受けて本システムを利用して申請・届出等の手続を行う者は当該手続に関する権限を委任されたものとみなす。

(システムに関する知的財産権)

第7条

本システムに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、システム提供者、警察庁、総務省及び国税庁に帰属する。

2 一括利用者は、本システムに関するプログラム及びその他の著作物並びにそれらに含まれるノウハウ等を扱うに当たっては、以下の各号に掲げる事項のすべてを遵守しなければならない。

- (1) この規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること
- (2) 改変、編集及び頒布並びにリバースエンジニアリング等を行わないこと

(本システムの利用可能時間等)

第8条

本システムの利用可能時間は、原則24時間365日とする。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により一括利用者に予告なく本システムの利用を停止する場合がある。

なお、関連外部機関システムの運転状況等により、本システムを計画的に運用停止する場合は、ポータルサイトを通じて周知するものとする。

2 一括利用者が行った申請・届出等の手続に係る審査は、各行政機関の執務時間に行うものとする。

(インタフェース仕様書等)

第9条

一括利用者は、申請・届出等の手続を行うに当たっては、インタフェース仕様書に従い申請用APIを用いて行うものとし、インタフェース仕様書に従わず又は申請用APIを用いずに申請・届出等を行ったことにより一括利用者又はその他の第三者が被った損害についてシステム提供者は一切の責任を負わない。

2 一括利用者は、申請用APIを使用する際には、別に定めるソフトウェア使用許諾書に同意するものとする。

(様式の利用)

第10条

一括利用者は、インタフェース仕様書及び申請用APIにより備えられる様式を用いて申

請・届出等の手続を行うものとする。

(添付ファイルの形式等)

第11条

一括利用者は、本システムを利用して申請・届出等の手続を行うに当たって、保管場所証明手続に関して使用する添付ファイルの形式は、JPEG ファイルとし1ファイル当たり100KB以下とする。

なお、一括利用者が、市販の地図等を用いて添付ファイルを作成する場合は、著作権法等関係法令を遵守の上、自己の責任において使用するものとする。この場合において、一括利用者が法令の遵守を怠った結果、一括利用者又は他の第三者が被った損害については、システム提供者は一切の責任を負わないものとする。

(税・手数料の納付)

第12条

一括利用者は、申請・届出等の手続に伴い納付が必要となる税・手数料を、納付番号等を使用することにより金融機関を通じて電子的に納付するものとする。

2 前項の電子的な納付を行う場合、一括利用者は電子的な納付の方法、取扱金融機関、納付可能時間、領収証書の発行及び納付可能金額に制限があること並びに収納機関システム、マルチペイメントネットワークの定期的又は臨時的な停止、納付番号等の利用の制限(第三者の不正利用等を防止するため、納付番号等の利用が一定時間制限されることがある。)及び通信回線の障害等により電子的な納付が行えない場合があることをあらかじめ了解したうえで、電子的な納付を行わなければならない。

(禁止事項)

第13条

本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 本システムをこの規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事
- (2) 本システムをウィルスの送付及び不正アクセス等、公序良俗に反する目的で使用し又は使用しようとする事
- (3) その他本システムの管理及び運用に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがある行為を行うこと

第3章 システム等の管理

(準備等)

第14条

一括利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続は一括利用者が自己の責任で行うものとする。

2 本システムを利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得又は更新するための費用その他本システムの利用に係る一切の費用は、一括利用者の負担とする。

3 電子納税又は電子手数料納付の利用に関して、金融機関の定める預貯金の払出しに必要な手数料その他金融機関との手続等で必要となる費用は、一括利用者の負担とする。

(申請用 API)

第15条

一括利用者は、システム提供者から申請用 API 及びインタフェース仕様書の提供を受けた場合には、本システムを利用する目的の範囲に限り第三者に対して申請用 API 及びインタフェース仕様書を提供の上で当該ソフトウェアの開発を委託することができるものとする。なお、一括利用者は、当該第三者の行為についても一括利用者の行為とみなし、その一切の責任を負うものとする。

(システムの保証等)

第16条

システム提供者は、本システムの提供の遅延、中断又は停止が発生した場合において、その結果一括利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(非常事態及びシステムの利用が著しく集中した場合等における利用の制限)

第17条

システム提供者は、天災、事変その他の非常事態の発生又は本システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、一括利用者に予告なく本システムの利用を停止又は制限することがある。

2 システム提供者は、本システムの利用が著しく集中した場合には、一括利用者に予告なく本システムの利用を制限することがある。

3 システム提供者は、インタフェース仕様書に定められていない不正な申請等が顕著な場合には、一括利用者に予告なく本システムの利用を制限することがある。

第4章 雑則

(合意管轄裁判所)

第18条

本システムの利用に関連して一括利用者との間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定める。

附 則

この規約は、平成19年10月31日から施行する。

(改定)

平成25年4月1日 施行

(改定)

平成25年5月25日 施行

(改定)

平成26年1月21日 施行